

社会体育施設等の使用料が変わります

(令和3年4月1日～)

高千穂町では、平成8年より体育施設使用料が据え置きとなっておりますが、消費税率引き上げに伴う光熱水費の増額ならびに施設を利用する方(使用料)と利用しない方(税金)との負担の公平性を確保するために、令和3年4月1日より使用料の改定を行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

武道館使用料

※太字が改定後、()内が現行金額 (－)は現条例に記載がないもの(単位:円)

施設区分	時間	アマチュアスポーツ等		その他の使用
		17時まで	17時から	
武道館全館	1時間	2,150 (1,850)	2,200 (1,850)	5,100(4,800)
中央競技場	1時間			
全面		1,160 (1,100)	1,200 (1,100)	3,600(3,300)
半面		580 (550)	600 (550)	1,800(1,650)
弓道場	1時間	480 (450)	500 (450)	1,000(900)
会議室	1時間	500 (300)	500 (300)	500(600)
ステージ	1時間	150 (－)	150 (－)	300(－)
調理室	1時間	150 (－)	150 (－)	300(－)
更衣室	1時間	150 (－)	150 (－)	300(－)
ステージ照明設備・冷暖房設備使用料				
ステージ照明	1時間			3,500(3,300)
冷暖房(競技場)	1時間			9,000(8,400)
冷暖房(会議室)	1時間			650(－)

※高校生以下が使用する場合「アマチュアスポーツ等」の「17時まで」の金額の1/2とします。(照明、冷暖房除く)

※駐車場のみの占用時、占用面積に応じ500～2,000円の占用料を徴収します。